

石岡市地域防災計画(第3編 風水害対策編)

第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

第1節 水防活動への備え

第1 計画方針

本計画は、市における洪水による水害を警戒，かつ防ぎよして，これによる被害を軽減することで住民その他公共諸施設の安全を確保することを目的とする。

第2 水害予防対策

水戸地方気象台が茨城県を対象として行っている注意報の種類とその発表基準は次のとおりである。

1 気象注意報・警報の種類と発表基準

(1) 気象注意報の種類と発表基準-----【水戸地方気象台】

注意報とは，大雨，強風等により被害が予想される場合に行うものである。発表基準は，これらの被害の一応の目安として設けたものであり，社会環境の変化に応じて変更されることもある。

表 3-1-1-1 気象注意報の種類と発表基準(その1)

種類		発表基準
気象注意報 (石岡市)	風雪注意報	風雪による被害が予想される場合。 具体的には降雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風による被害が予想される場合。具体的には平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に「茨城県北部」・「茨城県南部」で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
	大雨注意報	大雨による被害が予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される場合。 ・表面雨量指数基準 9 ・土壌雨量指数基準 73
	大雪注意報	大雪による被害が予想される場合。 具体的には12時間の降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼす恐れがある場合。具体的には視程が陸上で100m以下になると予想される場合。
	雷注意報 乾燥注意報	落雷等により被害が予想される場合。空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想された場合。具体的には水戸地方気象台における最小湿度が40%、実効湿度が60%以下になると予想される場合。
	着氷(雪)注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。
	霜注意報	早霜・晩霜等により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には早霜・晩霜期に最低気温3℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が夏期に15℃以下の日が2日以上継続すると予想される場合、又は冬期に-7℃以下になると予想される場合。

表 3-1-1-2 気象注意報の種類と発表基準(その2)

種類		発表基準
※地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪による山くずれ、地すべり等により、災害が起こる恐れがあると予想される場合。
※浸水注意報	浸水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。
洪水注意報 (石岡市)	洪水注意報	津波、高潮以外による洪水によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される場合。 ・流域雨量指数基準 恋瀬川流域 15.8, 川又川流域 5.2, 小川流域 5.1 ・複合基準 恋瀬川流域(表面雨量指数 7, 流域雨量指数 15) ・指定河川洪水予報による基準 霞ヶ浦・北浦[出島]

※印のついた注意報は、標題を出さずに、気象注意報に含めて行う(気象庁予報警報規定第12条)。
 ここでいう山地とは標高200m以上の場所を、平地とはそれ以下の場所をいう。

表 3-1-1-3 霞ヶ浦の洪水予報情報発表の種類・基準

洪水の危険レベル	霞ヶ浦出島水位	水位の名称	洪水予報の標題	発表基準	市民等の行動
5	2.5m超過時	はんらん発生	はんらん発生情報	はんらん発生時	救助・避難
4	2.5m	はんらん危険水位	はんらん危険情報	はんらん危険水位に達した	住民避難完了
3	2.4m	避難判断水位	はんらん警戒情報	避難判断水位又は見込まれる	避難指示発令判断
2	1.5m※1	はんらん注意水位	はんらん注意情報	はんらん水位又は見込まれる	高齢者等避難発令判断
1	1.4m※1	水防団待機水位	発表なし		水防団待機判断

※1 国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所による暫定基準（令和3年度時点）

表 3-1-1-4 恋瀬川の洪水予報情報発表の種類・基準

洪水の危険レベル	府中橋	下川橋	水位の名称	洪水予報の標題	発表基準	市民等の行動
5	4.9m超過時	3.1m	はんらん発生	はんらん発生情報	はんらん発生時	救助・避難
4	4.2m	3.0m	はんらん危険水位	はんらん危険情報	はんらん危険水位に達した	住民避難完了
3	3.7m	2.8m	避難判断水位	はんらん警戒情報	避難判断水位又は見込まれる	避難指示発令判断
2	3.0m	2.6m	はんらん注意水位	はんらん注意情報	はんらん水位又は見込まれる	高齢者等避難発令判断
1	2.6m	2.3m	水防団待機水位	発表なし		水防団待機判断

なお、洪水予報情報は、霞ヶ浦河川事務所と水戸地方気象台の共同で発表され、発表に当たっては、霞ヶ浦の水位と風の状況や今後の増水傾向などを勘案して発表される。

(2) 気象警報の種類と発表基準-----【水戸地方気象台】

警報とは、大雨、強風等により重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に行うものである。発表基準はこれらの被害の一応の目安として設けたものであり、社会環境の変化に応じて変更されることもある。

表 3-1-1-5 気象警報の種類と発表基準

種類		発表基準
気象警報 (石岡市)	暴風警報	暴風により、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には平均風速が陸上で 20m/s 以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	暴風雪により、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には平均風速が陸上で 20m/s 以上になると予想される場合(雪を伴う)。
	大雨警報	大雨により、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される場合。 ・表面雨量指数基準 17(浸水害) ・土壌雨量指数基準 106(土砂災害)
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には12時間の降雪の深さが10cm以上になると予想される場合。
※地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等により、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。
※浸水警報	浸水警報	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。
洪水警報	洪水警報	津波、高潮以外による洪水によって、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される場合。 ・流域雨量指数基準 恋瀬川流域 19.8, 川又川流域 6.6, 小川流域 6.4 ・複合基準 恋瀬川流域(表面雨量指数 12, 流域雨量指数 18) ・指定河川洪水予報による基準 霞ヶ浦・北浦[出島]

※印のついた注意報は、標題を出さずに、気象注意報に含めて行う(気象庁予報警報規定第12条)。ここでいう山地とは標高200m以上の場所を、平地とはそれ以下の場所をいう。

<霞ヶ浦の洪水予報情報発表の基準>

※情報は、霞ヶ浦河川事務所と水戸地方気象台の共同で発表され、発表に当たっては、風の状況や今後の増水傾向などを勘案して発表される(表3-1-1-3参照)。

<土砂災害警戒情報の基準>

※情報は、県と水戸地方気象台から共同で発表されるもので、発表は大雨洪水警報発令中に更なる降雨により、土砂災害危険が高まった場合に発表される。また、発表は市町村単位で発表される。

(3) 特別警報の種類と発表基準-----【水戸地方気象台】

特別警報とは、数十年に一度の大雨、強風等により重大な災害が起こる恐れが非常に高まっている場合に発表される。発表基準はこれらの被害の一応の目安として設けたものであり、社会環境の変化に応じて変更されることもある。

表 3-1-1-6 気象警報の種類と発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
地震 (地震動)	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報 (震度 6 弱以上) を特別警報に位置づける)	

(4) その他-----【水戸地方気象台】

その他の気象情報として、大雨警報発表中において、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間雨量 100mm)が観測されたときに、記録的短時間大雨情報が気象庁から発表される。

2 重要水防区域の監視

(1) 河川の現況-----【石岡市(都市建設部), 石岡市消防本部】

市は、国土交通省が浸水想定区域として指定する霞ヶ浦及び恋瀬川河口の沿岸周辺、茨城県が水位周知河川として指定する恋瀬川下流（高浜から五輪堂橋まで）のほか、恋瀬川上流の片野地区と半田地区についても過去の災害履歴や堤防などの状況から、重要水防区域として特に警戒する必要がある。

恋瀬川は、高浜地内で霞ヶ浦に流入しているため、増水時は、霞ヶ浦の水位の上昇に伴い、溢水する危険性がある。

また、恋瀬川にかかる愛郷橋付近は、未だ本格的な堤防が完成していないので、部分的に危険な箇所がある。

(2) 予防計画, 対策-----【石岡市(都市建設部), 石岡市消防本部】

ア 河川改修と堤防の完備

恋瀬川について河川改修を図ると共に、堤防の完備を県に要望する。

イ 重要水防区域の監視

異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は、水防警報が発せられたとき、市は市内の重要水防区域について巡視を行うものとし、当該区域ごとに監視のための消防署員等の人員を配置するものとする。

ウ 体制整備

溢水した場合に土のうを積めるような体制と、高浜側の排水体制を一層整える。

3 道路及び橋架の整備

災害に備えての道路及び橋架決壊予防、維持補修は、次によるものとする。

(1) 路面水への対策-----【石岡市(都市建設部)】

路面水を速やかに流下させるために必要な勾配をとるとともに、側溝に落とすための切開等を行い、常に排水に努める。

(2) 路肩の保護-----【石岡市(都市建設部)】

路肩が崩れる恐れのある箇所には、防さくを設けると共に、水田地帯を通過する箇所等の常に水に接する部分についてはコンクリート擁壁を施工し、路肩の保護に努める。

(3) 横断排水用ヒューム管の敷設-----【石岡市(都市建設部)】

横断排水用ヒューム管を敷設する場合は、降雨時に十分排水できる口径のものを使用し、塵芥等

が堆積しないよう常時留意する。

(4) 路面排水が困難な箇所への措置-----【石岡市(都市建設部)】

地下水位が高い等，路面排水が困難な箇所には速やかに排水路に導けるよう必要な措置を施す。

(5) 橋架への対策-----【石岡市(都市建設部)】

橋架については，常に上流の浮遊物，塵芥等が堆積しないよう排除し，洪水時の流水を図ると共に橋脚の保護に努める。

4 雨水流出の抑制

地域の保水機能の低下と排水量の増大に対応するため，長期的展望にたつて，農業集落配水施設や宅地内排水路の整備等により雨水流出抑制策の推進を行う。

(1) 排水路の整備-----【石岡市(都市建設部)】

市は，宅地開発の進展に伴って増大する雨水流出に対応するため，市街地の雨水排水路の整備に努めるとともに，既存集落内の雨水排水施設も整備を進める。

(2) 農業集落配水施設等の整備推進-----【石岡市(都市建設部)】

公共下水道計画区域以外の農村集落について，農業集落排水施設の整備を推進する。

(3) 公共土木事業における雨水流出抑制策の推進-----【石岡市(都市建設部)】

道路及び配水施設整備にともない，透水性アスファルト舗装，浸透マス及び浸透側溝等の導入を促進し，雨水流出抑制に努める。

5 災害用資材等の点検整備

保有する資材が災害において，有効適切にその機能を発揮できるようにするため，常時これらの点検整備を行うものとする。

(1) 水防用設備資材機具の点検，整備-----【石岡市(都市建設部)，石岡市消防本部】

水防用設備資材機具は，常に消防署（出張所）及び建設部において点検しておき，水防時には事前に整備，借り上げを指示してある資材機具を持ち寄るものとする。

表 3-1-1-7 水防用資材機具(消防署所有)

品名	単位	数量	品名	単位	数量	品名	単位	数量
土のう(小)	枚	3,200	カケヤ	丁	6	発電機	台	1
なわ	玉	2	ナタ	〃	5	竹尖げ用カマ	式	2
モッコ	枚	10	カマ	〃	20	ローボート	艇	1
スコップ	丁	30	ノコギリ	〃	8	ビニールシート	枚	9
SP パイル	本	502	ツルハシ	〃	1	アルミボート	艇	1
水中ポンプ	台	2	一輪車	台	5	投光機	基	3
水防用胴長	着	10	鉄ハンマー	丁	6			

表 3-1-1-8 水防用資材機具(石岡市都市建設部所有)

品名	単位	数量	品名	単位	数量	品名	単位	数量
土のう(小)	枚	10,000	カケヤ(大)	丁	4	カケヤ(小)	丁	3
ナタ	丁	10	カマ	丁	5	ノコギリ	丁	11
スコップ (ケンスコ)	丁	50	スコップ (角スコ)	丁	20	水中ポンプ	台	2
一輪車	台	3	鉄ハンマー (4K)	丁	4	カンツール (小型高圧洗浄機)	台	1
チェーンソー	台	2	ベルト コンベアー	台	2	ツルハシ	丁	5
コンクリート カッター	台	1	草刈機	台	8			

※保有車両 小型ダンプ(2t)車：4台
 ショベルローダー(バックホー付)：1台

6 水防作業人員の確保-----【石岡市(各部), 石岡市消防本部】

異常降雨等により河川の水位が上昇し、あるいは水防警報が発せられたとき、市は、消防機関に出動の準備を依頼する。消防署長又は消防団長は、水防作業上必要な人員確保のため、所要の署・団員等に対しその在否を確かめ、自宅待機を命ずる等の必要な措置を講ずるものとする。

7 水防法に基づく洪水対策-----【石岡市(各部), 国(気象庁, 国土交通省), 県】

(1) 洪水予報河川の指定

国は、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

なお、本市の指定の状況は次のとおりである。

- ・国管理河川：霞ヶ浦

(2) 水位周知河川の指定

県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川として指定し、避難判断水位(氾濫注意水位を超える水位であって洪水によ

る災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

なお、本市の指定の状況は次のとおりである。

- ・ 県管理河川：恋瀬川

(3) 洪水浸水想定区域の指定

ア 国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川のほか、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

イ 市長は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(4) 避難体制等の整備

ア 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

なお、石岡市は、県央ブロック及び県南（土浦）ブロックに参加している。

表 3-1-1-9 石岡市が参加している茨城県管理河川減災対策協議会

ブロック名	対象市町村
県央ブロック	水戸市、石岡市、笠間市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
県南（土浦）ブロック	土浦市、石岡市、つくば市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、阿見町

イ 市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 洪水予報等の伝達方法

(イ) 避難場所及び避難経路に関する事項

(ウ) 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(エ) 浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する予報等の伝達方法

a 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの

b 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの

c 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

(5) 市長は、上記(4)の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

(6) 市長は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難勧告等の発令に係る基本的考え方（茨城県）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者等の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアル等を早期に作成するものとする。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(7) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防

等の施設に係る情報，台風情報，洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても，氾濫により居住者や地下空間，施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては，同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また，避難指示等の発令対象区域については，細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから，立退き避難が必要な区域を示して勧告したり，屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく，命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう，発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに，必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省）及び県は，これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて，必要な助言等を行うものとする

- (8) 国（気象庁，国土交通省），県及び市は，関係機関の協力を得て，雨量，水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り，関係行政機関はもとより，報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。また，市は，高齢者，障がい者等の避難行動要支援者等にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第1章 災害予防計画

第2節 水政計画

1 治山治水計画

(1) 治山計画

ア 森林の概況

市を構成する地区の内、東部の市街地は恋瀬川により形成される沖積低地と下総台地からなる地勢で、山地部分の占める割合は極めて限られるが、筑波山系に囲まれた西部地域は恋瀬川上流にあって山地が卓越し、恋瀬川及びその支川により形成された谷が山地に入り組んでいるため、土砂災害の発生しやすい状況にある。西部の地区における地目別の土地利用面積をみると、全域のほぼ半分にあたる 72,933ha が山林としての利用となっており、治山に対する要求が高い地域である。さらに、近年における土地利用動向を見ると、山林や畑地の減少と宅地の増加が認められる。これは都市的土地利用の範囲が山地部分にまで広がっていることを示しており、開発に伴う土地の荒廃等から、土砂災害の危険性が強く指摘されるようになっている。

イ 治山施設の整備

市には山地災害危険地域のうち、急傾斜地崩壊危険箇所が 51 箇所（資料 2-4 参照）、地すべり危険箇所が 12 箇所（表 3-1-3-5）、土石流危険渓流が 44 箇所（資料 3-2 参照）存在する。これらの危険地区を警戒区域として重点に、森林整備保全事業計画による治山施設の整備を計画的に進めるとともに、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する。また、市は県と連携して地域住民への山地災害危険地区の周知に努める。

(2) 保安林整備計画

ア 保安林の概況と計画

本市域には集中豪雨による洪水の緩和や土砂流出・崩壊を防ぐための保安林が 4 箇所計 100ha 存在する。これら保安林について、適切な森林計画の基に整備することが望まれる。

また、現在保安林の指定を受けていない森林でも、上記公益的機能の発揮が望まれる森林については、適宜保安林としての指定を検討するものとする。

表 3-1-2-1 保安林一覧表

種類	所在地	面積 (ha)	主な樹種
土砂流出防備保安林	大増地内外	53	スギ, ヒノキ, 雑木
土砂崩壊防備保安林	大増地内外	2	スギ, ヒノキ, 雑木
干害防備保安林	下青柳地内外	24	雑木
保健保安林	下青柳地内外	(21)	雑木

※カッコ内は兼種で外数

(3) 河川改修

ア 河川の概況

市の河川は一級河川 1, 二級河川 6, 合計 7 河川であり, その延長は 156.25km に達する。この他利根川水系の霞ヶ浦が, 市域の南東端に位置している。霞ヶ浦では, 国による洪水ハザードマップで, 氾濫時の浸水想定区域が指定されている。このハザードマップによると, 市の霞ヶ浦にかかる部分で, 最大 5m ほどの浸水が予想されている。

表 3-1-2-2 主要河川

河川名	区分	総流路延長	市内の延長	区間
恋瀬川	1 級	27.85km	24.38km	板敷～坂井戸
川又川	2 級	8.04km	8.04km	小幡～川又
小桜川	2 級	5.97km	5.97km	仏生寺～加生野
園部川	2 級	16.07km	16.16km	柴間～小井戸
天の川	2 級	13.7km	0.48km	東野寺～中津川

イ 河川改修事業

市域を流れる恋瀬川については, 昭和 15 年から洪水被害の軽減を目的とした改修が進められており, これまでに築堤の整備はほぼ終了している。現在では, 段階的に流下能力の向上を図るため, 県により流下を阻害している橋桁の改築が進められている。その後, 下流から順次河川内の掘削を実施している。

市の管理する河川に関しては, 洪水時に本川との合流点付近で溢流被害が考えられるため, 本川における洪水時の流量を勘案して順次整備を進めるほか, 管理区分の明確でない中小河川の準用河川指定を進め, 市域全体での河川防災を推進するものとする。

第1章 災害予防計画

第3節 土砂災害防止計画

1 土砂災害防止法に基づく対策

急傾斜地の崩壊，土石流及び地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため，「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下，「土砂災害防止法」という。）に基づき，警戒避難体制を整備するほか，必要な措置を講ずる。

(1) 基礎調査の実施-----【石岡市(都市建設部)】

県は，国土交通大臣が策定する「土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針」に基づき，急傾斜地の崩壊等の恐れがある土地に関する地形，地質及び降水の状況等に関する調査を行っている。

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・見直し-----【石岡市(都市建設部)】

市は，上記基礎調査によって茨城県が定めた「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の周知徹底を図り，土砂災害による被害を最小限とするよう努めるものとする。

なお，上記警戒区域・特別警戒区域の指定に当たって，市は県に対して必要な情報を提供すると同時に意見を提出するものとする。

また，県は，対策工事が完了した箇所の区域縮小等，地形や土地利用の変化に合わせた区域の見直し作業を計画的に行っている。

(3) 警戒避難体制の整備-----【石岡市(総務部)，石岡市消防本部】

ア 市は，災害発生情報，警戒区域の指定があったときは，地域防災計画において，当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- (ア) 情報伝達，予警報の発令・伝達に関する事項
- (イ) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- (エ) 避難，救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

また，市は，地域防災計画において，土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については，市は，地域防災計画において，当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

イ 市長は、上記アの事項について、住民に周知させるため、これらの事項の内、避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。

ウ 市は、避難指示、高齢者等避難等について、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実効性の高いマニュアルを作成するものとする。

エ 市は、関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。また、市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制整備を図る。

(4) 特定開発行為の制限等-----【石岡市(都市建設部)】

平成 22 年 3 月 8 日及び平成 27 年 3 月 2 日付で土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域が指定されたのを受け、市は、警戒区域にあっても、開発行為に際しては土砂災害時における被害を最小限に止めるよう留意する旨、指導するものとする。

2 がけくずれ対策

市は全般的に低平な地形で、がけくずれ災害が予想される区域は多いとは言えないが、台地の縁辺部等、一部において危険性のある区域が認められる。

これらの被害を未然に防止し、又被害を最小限にとどめるため、おおむね次のような対策を実施する。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化-----【石岡市(都市建設部)】

市は、がけくずれ災害を未然に防止し、又災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、まず事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及びがけくずれ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査し、防災パトロールを実施するものとする。急傾斜地崩壊危険箇所は、傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある箇所としている。石岡市における急傾斜危険箇所は、資料編 2-4 参照のこと。

(2) 急傾斜崩壊危険区域の指定-----【石岡市(都市建設部)、茨城県】

市は、県と協議のうえ危険予想箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の第 3 条の規定により危険区域の指定を行い、がけに対する有害な行為を規制し民生の安定と国土の保全を図る。急傾斜地崩壊危険区域指定箇所は、資料編 2-4 参照のこと。

(3) 所有者等に対する防災措置の指導-----【石岡市(都市建設部)】

市は、危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者及び占有者に対し擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指導するものとする。

(4) 警戒避難体制の整備-----【石岡市(都市建設部)】

ア 市は、がけくずれ危険予想箇所ごとに次に掲げる事項について、警戒避難体制の整備を行う。

(ア) がけくずれに関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令、伝達、避難、救助及びその他当該警戒区域におけるがけくずれを防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(イ) 危険予想箇所に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるようがけくずれに関する情報、予報及び警報の伝達方法

イ 市長は、上記アの事項について、住民に周知させるため、これらの事項の内、避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。

ウ 市は、避難指示、高齢者等避難等について、県等の協力を得て、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

エ 市は、関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。また、市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制整備を図る。

警戒（非常）体制を取るべき時期については、次によるものとする。

表 3-1-3-1 警戒（非常）体制をとるべき時期

○危険区域内の状況等に異常が生じた場合、又は生じるおそれがある場合。
○雨量基準と当該区域の危険度を考慮して決定する。

表 3-1-3-2 警戒（非常）体制を取る場合の雨量基準

雨量等	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合
体制区分	
警戒体制	時間雨量が20mmを超えたとき 土砂災害警戒情報が発令されたとき
非常体制（第1次配備）	特別警報が発令されたとき

※体制区分は、表 3-2-1-1 招集体制区分参照

職員の招集体制については、第2章第1節招集計画を参照のこと。

災害発生の危険が予想され又は危険が切迫し、関係住民を避難させる場合は、「第2編震災対策編第2章第4節避難指示・誘導」に示す方法により行う。ただし、強風雨時において、危険地域の周囲を通過して避難しなければならない事情を鑑み、以下の点に留意する。

表 3-1-3-3 崖崩れに対する危険区域周辺住民への伝達内容

○住家の戸締まり
○携帯品と服装
○家財道具の整理及び家屋の補強
○単独行動の制限
○誘導員の指示励行

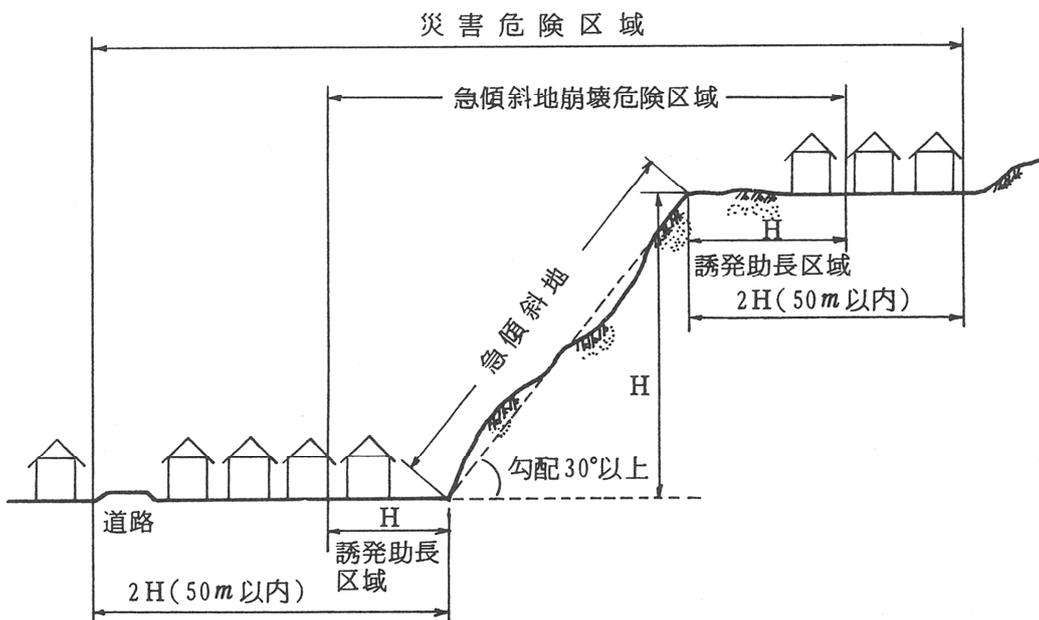
表 3-1-3-4 避難誘導方法

1. 避難場所を1単位として各危険区域ごとに避難誘導責任者及び誘導員をおく。
2. 避難場所については、各地区の実態に応じて最も安全な経路を選定する。
3. 避難場所については、避難者が容易に認識できる表示を行う。
4. 風雨が激しいとき又は病人等については、市のバス等を活用する。
5. 学校から児童、生徒等を避難させる場合は、教育委員会及び当該学校関係者と協議し、対策本部長の指示により実施する。
6. 避難場所が開設され、避難住民を収容したときは、消防水防部警防班は避難場所の安全確保に努める。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の指定-----【石岡市(都市建設部, 総務部)】

がけくずれ防災対策を適切に実施するため防災に関し必要な事項は、本計画で定めるものとする。

図 3-1-3-1 急傾斜地崩壊危険区域指定範囲



〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

ア 急傾斜地の高さが5m以上及び傾斜度30°以上

イ 急傾斜地の崩壊により危険が生ずる恐れのある人家5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、病院及び旅館等に危害が生ずる恐れがあるもの

ウ 崩壊防止工事の採択基準

(ア) 採択の前提条件

- a 急傾斜地崩壊危険区域に指定されていること。
- b 自然状態のがけであること。
- c 砂防指定地、保安林、保安施設地区、地すべり防止区域、ぼた山崩壊防止区域でないこと。

(イ) 国庫補助事業

a 採択基準

- (a) 急傾斜地の高さが10m（ただし災害が発生した地区で、人家又は公共的建物等に被害のあった箇所については5m）以上であること。
- (b) 移転適地がないこと。
- (c) 人家おおむね10戸（公共的建物を含む。）以上（災害の発生した地区では5戸以上）に倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの。

b 採択の限度額

事業費が7,000万円（災害が発生した地区では1,200万円）以上であるもの。

ただし、本計画に位置付けられている避難路又は避難場所を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるとともに、避難場所を有する急傾斜地で人家2戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのある場合は、当該避難場所のみが避難場所となる人家のうち、急傾斜地（本事業の採択基準を満たすものを除く。）の崩壊により倒壊等の著しい被害を受ける恐れのあるものを、上記人家戸数に含めるものとする。

さらに、風倒木の発生の著しい地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による）における公共施設に関連する急傾斜地及び児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・厚生施設・医療保護施設及び学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校（以下「避難行動要支援者関連施設」という）を有する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。

この場合、避難行動要支援者関連施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする。

(ウ) 茨城県単独事業

a 国補事業採択基準に適合しないもの

b 費用負担 県 9/10

受益者 1/10

(6) 避難行動要支援者関連施設に係る情報提供等

----- 【石岡市(都市建設部, 福祉部), 避難行動要支援者関連施設】

市は, 避難行動要支援者関連施設については, 当該施設が土砂災害を受ける恐れがある場合には, 県と連携・協力し, 当該施設管理者に対しても通知することとする。

また, 説明会等を開催し, 土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの避難行動要支援者対策の実施について指導するものとする。

3 地すべり対策

市には, 西部山沿いに地すべり危険箇所が偏在しており, これらの滑動による被害を未然に防止する必要がある。

(1) 危険箇所の実態調査

県が実施した地すべり危険箇所に関するデータは, 下記のとおりである。

表 3-1-3-5 地すべり危険箇所一覧表

箇所番号	区域名	位置	
		市	大字
1	大増	石岡市	大増
88	堂山	石岡市	太田
89	湯袋	石岡市	小幡
231	大増東山	石岡市	大増東山
232	大増2	石岡市	大増
233	太田大足	石岡市	太田
234	龍明	石岡市	龍明
235	小屋	石岡市	小屋
236	吉生	石岡市	吉生
237	下青柳	石岡市	下青柳
238	仏生寺	石岡市	仏生寺
239	柴内	石岡市	柴内

(2) 地すべり防止区域の指定

地すべり防止区域の指定は県により行われるが, 石岡市における地すべり防止区域は下記のとおりである。

表 3-1-3-6 地すべり防止区域一覧表

区域名	位 置			面積 ha	指定年月日	告示番号	備 考
	郡 市	大 字	字				
吉生	石岡市	吉生	山口前, 山口, 古矢場, 馬窪, 向山	17.40	平成2年 10月2日	農林水産省 告示第1291号	

(3) 警戒避難体制の確立-----【石岡市(総務部)】

市は、上記地すべり防止区域に関して、県と協議の上で防災措置を図る一方で、発災時の警戒避難体制について、予め地すべり防止区域周辺住民に対して広報等を通じて周知を図るものとする。警戒避難体制は、前述の「2 がけくずれ対策」に準ずる。

4 土石流危険渓流対策

(1) 土石流危険渓流の実態調査-----【茨城県】

県による土石流危険渓流調査結果のうち、市には計44の土石流危険渓流が指定されており、そのすべては市西部山沿いに位置している。土石流危険渓流調査結果は、資料3-2「土石流危険渓流一覧」を参照。

(2) 砂防指定地の指定及び砂防工事の推進-----【茨城県】

砂防指定地の指定及び砂防工事に関しては、県の事務として行われる。詳細は茨城県地域防災計画を参照のこと。

(3) 土石流危険渓流及び危険区域の周知-----【石岡市(総務部)】

市は、県の情報に基づき土石流危険渓流及び危険区域の情報を把握し、周辺の住民に対して広報等を通じて周知を図るものとする。

(4) 警戒避難体制の確立-----【石岡市(総務部)】

ア 警戒避難体制の確立

市は、県の指導の下、土石流危険渓流及び危険区域における警戒避難体制の整備及び住民の自主的避難体制の確立を推進するものとする。

- (ア) 関係住民において警戒又は避難を行うべき基準（以下「警戒避難基準」という。）の設定
- (イ) 予報、警報及び避難指示等の伝達・周知
- (ウ) 適切な避難方法の周知
- (エ) 適切な避難場所の選定及び周知

(カ) その他警戒避難のために必要な事項

イ 警戒避難基準の設定

警戒避難基準は原則として、土石流危険渓流及び危険区域ごとに設定する。

なお、警戒避難基準は原則として「土石流危険渓流周辺における警戒避難基準の設定について」（昭和59年6月20日付建設省河砂発45号）によって設定するものとし、過去の土石流災害発生時の雨量、研究機関の成果等を参考に渓流周辺の崩壊等の状況を考慮して、地方建設局及び県の関係部局その他関係機関と協議して決定する。

ウ 住民への指導

市は警戒避難基準の設定にあたって、次に掲げるような場合には住民が自発的に警戒避難を行うよう指導する。

- (ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合
- (イ) 渓流の流末が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合
- (ウ) 降雨が続いているにもかかわらず、渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある）
- (エ) 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- (オ) 渓流の付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

(5) 避難行動要支援者関連施設に係る情報提供等-----【石岡市(総務部, 福祉部)】

市は、避難行動要支援者関連施設については、当該施設が土砂災害を受ける恐れがある場合には、当該施設管理者に対して通知することとする。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの避難行動要支援者対策の実施について指導するものとする。

5 土砂災害警戒情報の発表

県と水戸地方気象台は、大雨警報発表時において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でなくなった場合は、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。

(1) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、本市を含む、土砂災害警戒区域を有する40市町村

が対象である。

(2) 発表及び解除

【発表】

大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に達したとき。

【解除】

実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるとき。

(3) 伝達体制

土砂災害警戒情報の発表・解除があったときは、県はFAXにより市へ伝達するとともに、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じ関係機関及び市へ伝達する。

(4) 土砂災害警戒情報の活用

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第1章 災害予防計画

第4節 都市・交通計画

1 都市計画-----【石岡市(都市建設部)】

(1) 「整備、開発及び保全の方針」の検討

市は、都市計画法第6条の2に規定する「整備、開発及び保全の方針」に準じ、災害に強い都市の形成を図るにあたっての方針を検討する。

なお、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフトの両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(2) 災害危険区域の設定

市は、条例で出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要な措置をとるものとする。(災害危険区域は、急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律第3条1項により指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。)

2 交通計画-----【石岡市(都市建設部)、道路管理者】

(1) 道路建設上配慮すべき事項

ア 平面線形：できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。

イ 縦断線形：平坦地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水による水位増に対し安全な高さをとる。

ウ 横断勾配：路面水をすみやかに側溝に流下させるに必要な勾配をとる。

エ 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土の恐れのある個所、盛土法面で常に水と接する部分(堤防併用)及び水田を通る部分等にはコンクリート擁壁又は間知石積を施し、法面の保護を図る。

オ 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出の出来る通水断面とする。

カ 排水側溝、路面水を処理し、速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水困難な所は、盲暗渠等を施す。

(2) 路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

市には、茨城県調査による路面冠水箇所が1箇所、異常気象時通行規制区間が2箇所、特殊通行規制区間が4箇所指定されている。市は、市の管理する道路においても異常気象時の交通注意箇所・区間を調査し、広報等を通じて市民の周知を図るよう努めるものとする。

表 3-1-4-1 石岡市に係る平成15年11月1日～平成16年10月31日の路面冠水箇所

土木事務所	路線名	冠水発生箇所	距離(m)
土浦	土浦笠間線	石岡市柿岡	300

表 3-1-4-2 石岡市に係る異常気象時通行規制区間

路線名	通行規制(情報収集)区間		危険内容	情報板設置の有無
	箇所	延長(km)		
笠間つくば線	石岡市太田	3.0	地すべり・落石	有
石岡つくば線	つくば市平沢 石岡市仏生寺	5.5	法面崩落・崩土	有

表 3-1-4-3 石岡市に係る特殊通行規制区間

路線名	通行規制(情報収集)区間		危険内容	情報板設置の有無
	箇所	延長(km)		
石岡筑西線	石岡市上曾	3.0	落石・法面崩落	有
笠間つくば線	石岡市小幡 つくば市沼田	7.8	落石・崩土 法面崩落	有
土浦笠間線	石岡市大増	0.9	崩土・法面崩落	有
月岡真壁線	石岡市小幡	3.0	落石・法面崩落	有

(3) 道路防災事業計画

災害防除事業等により、災害の発生する恐れのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消を図る。

第1章 災害予防計画

第5節 農地農業計画

1 農地計画-----【石岡市(産業戦略部, 都市建設部)】

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した農業用ため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

また、県及び市は、大雨による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。

(1) 干害への対策

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門及び水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。

(2) 防災営農対策

恋瀬川流域 180ha、常磐線西側三村地内水田 110ha、高浜入 70ha、園部川流域 100ha、山王川流域 30ha は、100mm 以上の降雨の際は特に冠水しやすく、被害も大きいので、被害未然防止体制の確立に努める。

ア 洪水予想時の排水機場の早期運転

降水量と気象情報に注意して、湛水時の災害が予想されるときには、排水機場の早期運転を開始する。

イ 施設・設備の整備

災害時に支障の無いように、常に揚排水機の整備を行う。

また、堤防の決壊、漏水に加えて土のう、縄及び杭等の水防資機材を整備する。

ウ 洪水予想時の早期刈入れ

洪水が予想されるときには、収穫を早期に実施する。

(3) 水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

2 農業計画-----【石岡市(産業戦略部), 農業従事者】

(1) 農林漁業災害対策委員会の設置

災害の発生に対応し被害農家の救済対策を迅速かつ適正に実施するとともに、災害による農作物被害の軽減、未然防止対策を講ずることを目的として設置する。

ア 災害の未然防止対策

(ア) 気象予報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

(イ) 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進するため、農業共済地域対応強化総合対策事業等を実施する。

第1章 災害予防計画

第6節 災害用資材、機材等の点検整備計画

市及び関係機関等は、それぞれの法令の定めるところにより災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに点検を励行し有事に備えるものとする。

- 1 水防に必要な備蓄資材、器具-----【石岡市(都市建設部)】
茨城県水防計画「第6章器具、資材及び設備の整備運用並びに輸送」及び「水防時に必要な連絡系統図表等 10 水防倉庫及び資機材」に準じて備蓄を進めるものとする。
- 2 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤-----【石岡市(子育て健康部)】
第2編第1章第3節第4「医療救護活動への備え」に準ずる。
- 3 備蓄食糧-----【石岡市(総務部)】
第2編第1章第3節第5「被災者支援のための備え」に準ずるものとする。
- 4 その他備蓄-----【石岡市(各部)、関係機関】
その他各関係機関等は、それぞれの業務上必要とする資機材等の備蓄及び整備をするものとする。

第1章 災害予防計画

第7節 防災知識の普及計画

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市及び防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

また、防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

1 一般市民向けの防災教育-----【石岡市(総務部)】

(1) 普及すべき防災知識の内容

- ア 風水害時の危険性
- イ 家庭での予防・安全対策（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- ウ 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
- エ 避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動
- オ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性と避難場所及び避難路
- カ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- キ 自主防災組織等の地域での防災活動
- ク 要配慮者への支援協力
- ケ 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準にした災害に対する危険性の認識、避難行動を取るべきタイミングを逸脱することなく適切な行動
- コ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- サ その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

(2) 防災基地の整備

防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地に防災教育の機能を有する設備の整備に努めるものとし、平常時の恒久的な防災教育の拠点とする。

(3) 広報紙、パンフレットの配布

市及び防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(4) 講習会等の開催

市及び防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム及び座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(5) その他のメディアの活用

- ア テレビ・ラジオ局の番組の活用
- イ ビデオ、フィルム製作、貸出
- ウ 文字放送の活用
- エ インターネットの活用
- オ 電光掲示板

(6) 市は、国、県及び関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

ア 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。

イ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所

にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

2 児童生徒等に対する防災教育-----【石岡市(教育委員会), 学校】

(1) 児童生徒等に対する防災教育

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時における身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ及び防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導者のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法等の指導者研修会を通して、指導者の資質向上を図る。

3 防災対策要員に対する防災教育-----【石岡市(各部), 石岡市消防本部】

応急対策を実施する防災対策要員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

(1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては、現場の活動を示した応急計画(マニュアル)により対策の周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者又は災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

第1章 災害予防計画

第8節 要配慮者支援

近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、県、市及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は、風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、市は、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとし、地域防災計画に基づいて、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

なお、詳細は震災対策編に準じるものとする。また、県及び市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

1 要配慮者利用施設の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

県及び市は、要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

県及び市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

(3) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

県及び市は、要配慮者の避難所ともなる要配慮者利用施設に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

県及び市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

(5) 避難確保計画の策定等

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害が発生するおそれのある場合の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言を行うものとする。

2 要配慮者の救援体制の確保

(1) 要配慮者の状況把握

県及び市は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した要配慮者にかかる情報（要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

また、保健所等関係機関との連携を図り、要配慮者に係る情報の共有化に努める。

(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

県及び市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障がい者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や情報伝達体制の確立に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、県及び市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急

通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

(3) 相互協力体制の整備

県及び市は、民生委員を中心として、要配慮者の近隣住民（自主防災組織）、要配慮者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難支援計画の策定をするとともに、避難支援体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者の移送に当たっては、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 防災知識の普及・啓発，防災訓練の実施

県及び市は、近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。

3 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

市は災害時における外国人への安否確認等迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

県、市及び県国際交流協会は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発

県、市及び県国際交流協会は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 災害時マニュアルの携行促進

県、市及び県国際交流協会は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うた

め、外国人登録の窓口等で氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県及び県国際交流協会は外国人相談窓口の充実を図る。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難誘導の際に配慮を要する訪日外国人旅行者を含む外国人への情報伝達体制として、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、県及び市は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

ウ 外国人への行政情報の提供

県、市及び県国際交流協会は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

県、市及び県国際交流協会は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの登録・養成

県国際交流協会は、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努めるものとする。

また、県国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「受入れ窓口」としての機能を備えておくものとする。

カ 語学ボランティアの支援

県及び市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

石岡市地域防災計画(第3編 風水害等対策編)

第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 招集計画

災害応急対策活動に必要な人員を把握して、災害応急対策活動を確実にするための計画である。なお、「職員の招集体制区分の基準及び内容」以外の招集計画に関しては、「第2編震災対策編第2章第1節初動対応」を参照のこと。

1 職員の招集体制区分の基準及び内容-----【石岡市(各部)】

職員配備の決定基準は、市内での台風や雨の規模、災害の状況等により、表3-2-1-1に示す招集体制区分に基づくものとする。参集場所は、原則各勤務場所とするが、被災状況によっては、最寄りの公共施設とする。

災害対策連絡会議の設置基準は、警戒配備基準と同様、状況により総務部長が会議を主催し、その対応を指示する。

表 3-2-1-1 招集体制区分

体制区分	招集基準		招集体制	招集対象者	
	恋瀬川	霞ヶ浦			
警戒体制	次の状況で、総務部長が必要と認めたと き。 ・ 気象警報発令や大きな台風接近時等 ・ 連続雨量が100mmを越え、時間雨量が 20mmを越えた場合 ・ 局地的な災害発生及びその発生が予測さ れる場合 ・ 土砂災害警戒情報発令時		・ 情報連絡活動が円滑に 行い得る人員を持って あたり、状況に応じて、 第1次体制に移行でき る体制とする（職員の 1/5程度）。 <必要に応じて災害対策 連絡会議を招集する。>	・ 総務部管理職 ・ 総務部総務課、防災危機管理課全員 ・ 都市建設部道路建設課、下水道課全 員 ・ 支所総務課全員 ・ 市内各公共施設（学校を含む）責任 者 ・ 消防管理職以上、担当職員 ・ その他指名する職員	
	・ 通報水位が府中橋 で2.6m、下川橋 で2.3mに達した とき。	・ 通報水位1.50m に達したとき。（水 防団待機）			
非常 体制	第1次 配備	・ 特別警報発令時 ・ 局地的な大きな災害が発生したとき。 ・ 市内住家滅失80世帯以上等 ・ その他災害状況により、市長が必要と認 めたとき。		・ 災害応急対策が円滑に 行える体制とする（職員 の1/2程度）。 <災害対策本部を設置す る>	・ 全課長補佐以上 ・ 全員（市長直轄組織・市長公室・契 約検査課・情報政策課・財務部・生 活環境課・コミュニティ推進課・水 道課・社会福祉課・ふれあいの里石 岡・農政課・都市計画課・会計課・ 農業委員会・監査事務局・議会事務 局・スポーツ振興課・中央公民館・ 支所市民窓口課）
		・ 通報水位が府中橋 で3.0m、下川橋 で2.6mに達した とき。（警戒水位）	・ はんらん注意水位 2.1mに達したと き。（水防団巡視活 動）		
	第2次 配備	・ 市内に広範囲な災害が発生したとき。 ・ その他災害状況により市長が必要と認め たとき。		・ 人員を大幅に増員し災 害応急対策が円滑に行 える体制とする（職員の 2/3程度）。	・ 全係長以上 ・ 全員（高齢福祉課・介護保険課・こ ども未来課・子育て応援課・健康増 進課・商工観光課・産業プロモーシ ョン課・建築住宅指導課・生涯学習 課・文化振興課・学校給食課・中央 図書館） ・ 消防（災害発生管内職員）
・ 通報水位が府中橋 で3.7m、下川橋 で2.8mに達した とき。（避難判断水 位）	・ 避難判断水位2.4 mに達したとき。 （避難指示等）				
第3次 配備	・ 市内に大規模な災害が発生した場合 ・ その他災害の状況により市長が必要と認 めたとき。		・ 本部全員をもってそれ ぞれの対策活動ができ る体制とする（全職員）。	・ 全職員	
・ 通報水位が府中橋 で4.2m、下川橋 で3.0mに達した とき。（氾濫危険水 位）	・ はんらん危険水位 2.5mに達したと き。（住民避難完 了）				

※体制区分は、招集基準とするが、状況によりその対応を指示するものとする。なお、各部において事務分掌を遂行するために、職員不足が生じる場合は、次配備の招集も視野に入れて運用する。

第2章 災害応急対策計画

第2節 災害情報の収集・伝達計画

災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

なお、「被害概況の把握」以外の収集・伝達計画に関しては、「第2編震災対策編第2章第2節災害情報の収集・伝達」を参照のこと。

1 被害概況の把握

(1) 各機関の報告に基づく概況把握-----【石岡市(各部)、茨城県、防災関係機関】

茨城県災害対策本部は、茨城県全体の被害状況を把握するため、風水害発生後直ちに市及び防災関係機関に対して被害概況の報告を求める。

したがって、市及び防災関係機関は、風水害発生後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

(2) ヘリコプターによる概況把握-----【茨城県】

県は、風水害発生後直ちに防災ヘリコプター、茨城県警ヘリコプターによる、上空からの被害概況把握を行う。

なお、相当の被害が見込まれる場合には、自衛隊や第三管区海上保安本部及びヘリコプター等の航空機を有する機関に対し被害状況の把握を要請する。重点的に把握する被害概況は次のとおりとする。

- ア 浸水の被害状況
- イ 建築物の被害状況
- ウ 道路、鉄道の被害
- エ 崖崩れの状況
- オ 道路渋滞の状況

(3) 現地調査班の派遣-----【石岡市(各部)】

市は、災害後直ちに現地調査班を派遣し、被害状況の収集にあたる。災害による被害が相当のものと認められ、市による情報収集活動が十分に行えない恐れがある場合は、茨城県災害対策本部の職員により被害状況の把握と連絡活動を行うものとする。

重点的に調査すべき項目を次に示す。

- ア 浸水の被害状況
- イ 建築物の被害状況
- ウ 道路，鉄道の被害
- エ 崖崩れの状況
- オ 道路渋滞の状況
- カ 住民の行動，避難状況，要望
- キ 現地での応急対策活動での問題点

第2章 災害応急対策計画

第3節 水防計画

水防は、市長及び県知事の定める水防計画及び本計画の定めるところにより行うものとする。

なお、当該区域に係る水防計画の作成及び、水害防ぎよに関しては、次に定めるところにより行う。

1 水防の責任

(1) 石岡市の責任（水防法第3条）-----【石岡市(各部)，石岡市消防本部】

市は、管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

- ア 水防組織の確立
- イ 水防団，消防団の整備
- ウ 水防倉庫，資機材の整備
- エ 通信連絡系統の確立
- オ 平常時における河川，海岸，堤防，ため池等の巡視
- カ 水防時における適切な水防活動の実施
 - (ア) 水防に要する費用の確保
 - (イ) 水防団又は消防団の出動体制の確保
 - (ウ) 通信網の再点検
 - (エ) 水防資機材の整備，点検及び調達並びに輸送の確保
 - (オ) 雨量，水位観測を的確に行うこと。
 - (カ) 農業用取水堰及び水閘門，ため池等の操作
 - (キ) 堤防，ため池等決壊及び決壊後の措置を講ずること。
 - (ク) 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
 - (ケ) 住民の水防活動従事の指示
 - (コ) 警察官の出動を要請すること。
 - (ク) 避難のための立退きの指示
 - (シ) 水防管理団体相互の協力応援
 - (ス) 水防解除の指示
 - (セ) 水防てん末報告書の提出

なお、市は、上記のほかにも義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- a 水防機関の整備をすること。

- b 水防計画を樹立すること。
- c 水防協議会を設置すること。
- d 水防団員数を確保すること。
- e 毎年水防訓練を行うこと。

(2) 茨城県の責任（水防法第3条の6） ----- 【茨城県】

県は、水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう、水防事務を遂行しなければならない。
 なお、県の水防事務内容に関しては、茨城県地域防災計画を参照のこと。

2 石岡市の水防組織

(1) 石岡市の水防組織

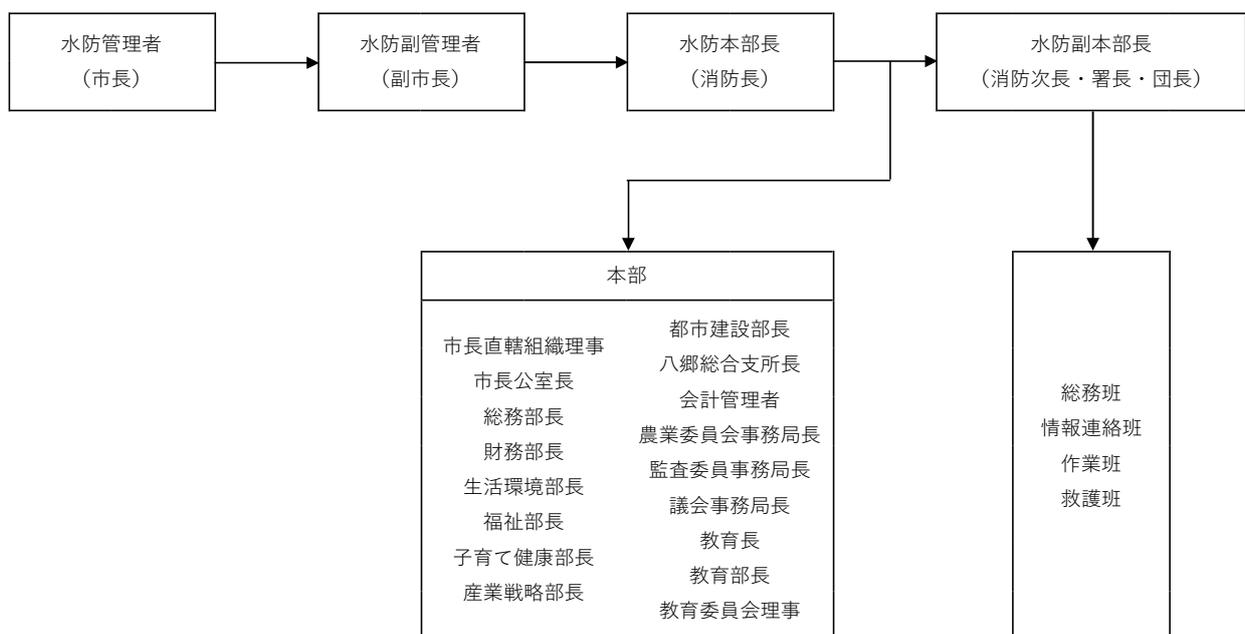
次の各号の予報及び警報が発せられたときから洪水の危険が解消されるまでの間、市消防本部に水防本部を設置し水防事務を処理する。

なお、水防本部は市災害対策本部が設置されたときは、市災害対策本部組織に統合され、引き続き水防事務に当るものとする。

- ・水防法第10条第1項及び第2項による予報が発せられたとき。
- ・水防法第16条第1項による水防警報が発せられたとき。
- ・気象業務法第14条の2による予報及び警報が発せられたとき。
- ・市長が水防上必要と認めたとき。

水防本部の組織は次のとおりとする。

図 3-2-3-1 水防組織図



ア 任務

水害を防除し、人命又は財産の保護にあたりるとともに応急措置を迅速に行い、被害を軽減することをもって任務とする。

イ 警戒本部

市長は、洪水予報、水防警報の通知を受けたとき、又は大雨及び出水の恐れを察知したときは、水防本部を設置するまでの間、消防本部内に消防職団員、市都市建設部員及びその他必要な人員をもって警戒本部を開設し、水防本部設置までの水防業務を処理する。

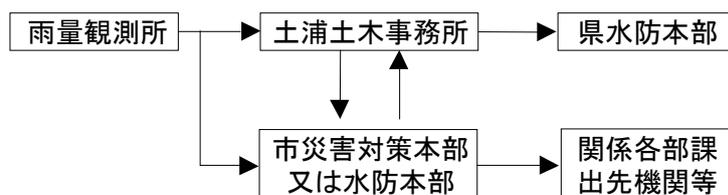
なお、水防本部を設置した場合には、その旨を茨城県に報告する。

(2) 雨量情報の収集・伝達-----【石岡市消防本部】

市消防長は、水戸地方気象台より大雨注意報が発表されたときは、雨量情報を市内雨量観測所等より収集する。通報系統及び茨城県に対する雨量情報の通報基準は次のとおり。

ア 通報系統

図 3-2-3-2 雨量情報の通報系統



イ 茨城県への通報

水防本部(災害対策本部が置かれた場合は石岡市災害対策本部)は、以下の基準に達した場合、茨城県土浦土木事務所に対して、通報を行うものとする。

- (ア) 1時間雨量が20mmを超えたとき。
- (イ) 3時間雨量が50mmを超えたとき。
- (ウ) 6時間雨量が60mmを超えたとき。
- (エ) 12時間雨量が80mmを超えたとき。
- (オ) 24時間雨量が100mmを超えたとき。
- (カ) 連続雨量が80mmを超えたときは毎時

(3) 水位情報の収集・伝達

水位情報の収集は、市消防本部が行う。

なお、水位情報は、60分ごとの当該河川水位値とする。水位情報の通報系統、警戒水位、通報基準は、次のとおりとする。

ア 収集及び伝達

図 3-2-3-3 水位情報の伝達系等

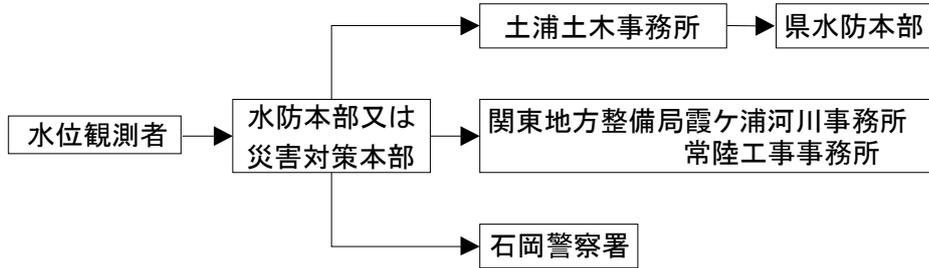


表 3-2-3-1 河川水位標の通報水位・警戒水位等

河川・湖沼名	水位標位置	平水位	通報水位・水防団待機水位	警戒水位・はんらん注意水位	計画高水位・避難判断水位	既往最高水位	
						最高水位	年月日
恋瀬川	恋瀬橋地先	0.20m	2.30m	2.6m	4.9m	4.54m	S61.8.5
恋瀬川	府中橋	-	-	-	6.2m	-	-
恋瀬川	下川橋	-	2.0m	2.6m	-	-	-
霞ヶ浦		-	1.5m	2.1m	2.4m (はんらん危険水位： 2.5m)	3.34m	S13.6.28

[参考資料：国土交通省 HP]

イ 水位通報の基準

水位の通報は、次の場合に行う。

- (ア) 通報水位に達したとき。
- (イ) 警戒水位に達したとき。
- (ウ) 最高水位に達したとき。
- (エ) 警戒水位を下ったとき。
- (オ) 通報水位を下ったとき。
- (カ) 急激に水位が変動したとき。

(4) 出動及び水防工法-----【石岡市（総務部），石岡市消防本部，消防団】

水防機関の出動準備は水防管理者が水防上必要があると認めたとき、出動は水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき又は水防管理者が水防上必要であると認めたとき行うものとする。

表 3-2-3-2 出勤の種類及び業務内容

出勤の種類	業務内容
第1次出勤	消防署においては通常災害の1個小隊，消防団は必要に応じ少数が出動して，市都市建設部員と堤防の巡視警戒にあたり，水防に必要な機具資材等の点検及び危険箇所の補修等を行う。
第2次出勤	消防署においては非番職員を招集，消防団は災害予想地域の全団員を招集し，市都市建設部員と水防隊を編成して水防活動にあたる。
第3次出勤	消防署においては非番全職員，消防団は全団員を招集し，市都市建設部員と水防隊を編成して水防活動にあたる。

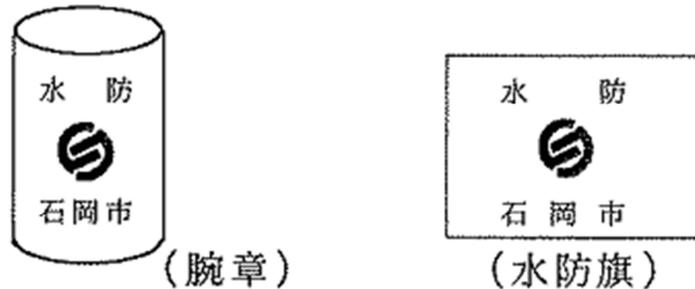
なお，水防本部長は，事態が急迫し応急的に措置する場合で連絡及び報告等のいとまがない場合は，上記段階の出勤を命ずることができる。ただし，処理後速やかに水防管理者に状況等を報告しなければならない。

(5) 水防に用いる標識及び信号

ア 水防に用いる標識

水防活動に従事する職員及び車両等の標識は次のとおりとする。

図 3-2-3-4 水防団体の腕章及び水防旗



イ 水防に用いる信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

表 3-2-3-3 信号の内容

信号	内容
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

表 3-2-3-4 水防信号

信号	サイレン信号(余いん防止符)
第1信号	約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 (約15秒) (約15秒) (約15秒) (約15秒)
第2信号	約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 (約6秒) (約6秒) (約6秒) (約6秒)
第3信号	約10秒 約10秒 約10秒 (約5秒) (約5秒) (約5秒)
第4信号	約1分 約1分 約1分 (約5秒) (約5秒)

備考 1. 信号は適宜の時間継続すること。
 2. 危険があったときは、口頭伝達等により周知させるものとする。

(6) 水防活動上の措置

ア 公用負担

水防法第 21 条の規定により公用負担で命ずる権限を行使する水防管理者及びその委任を受けた者は、様式-1 の証明書を携行し、必要ある場合これを提示するものとする。

公用負担を命ずる権限を行使する際は原則として水防管理者等の発行する様式-2 の命令書を目的物の所有者、管理者、又はこれに準ずる者に直接交付するものとする。

<様式-1>

公用負担権限委任証明書		
所属		
階級	氏名	
上記の者に		
水防法第 2 1 条第 1 項の権限を委任したことを証明する。		
年 月 日		
石岡市水防管理者		印

<様式-2>

第 号		
公 用 負 担 命 令 書		
目的物	種 類	員 数
負担内容	使用収用	処 分
年 月 日		
石岡市水防管理者	印	
事務取扱者	印	

イ 避難のための立退き

水防管理者は、避難の必要があると認めたときは、水防信号、電話、広報車及びその他の広報網を利用し水防法第 22 条の規定による立退き、又はその準備を指示するとともに予定立退き先経路及び避難場所誘導責任者等を選定し、住民に周知徹底しておくものとする。

表 3-2-3-5 避難者立退き先

方面	避難所	方面	避難所
中津川	旧城南中学校	八木	関川小学校
高浜		半田	小桜小学校
三村	城南地区公民館	片野	片野集会所
井関	関川小学校		

(7) 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、水防警戒等の必要がなくなったときは、水防管理者は、水防解除を命ずるものとする。前項の命令を受けた水防本部長は、広報車により一般に周知させるとともに、土浦土木事務所及び石岡警察署等に報告するものとする。

(8) 水防に関する記録及び報告

ア 被害状況の報告

- (ア) 市は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき茨城県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。
- また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。
- なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後 10 日以内に行うものとする。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

- a 災害対策本部が設置されたとき
 - b 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
 - c 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展する恐れがあるとき
 - d 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき
- (イ) 県に報告することが出来ない場合には、国(総務省消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。
- (ウ) 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して、応援を要請するものとする。
- (エ) 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告するものとする。
- (オ) 被害状況については「資料 4-7 被害状況調書」の事項について調査し、災害発生から記録を

実施する。被害地の状況について必要があると認めるときは、被害地に調査員を派遣し、現地区長等と共同して被害状況を調査することができる。水防本部は、次の場合直ちに土浦土木事務所に報告するものとする。

- a 水防部隊が出動したとき
- b 水防作業を開始したとき
- c 堤防等に異常を発見したとき

水防活動が終結したときは、水防管理者は、遅滞なく「資料 4-8 水防てん末報告書」の事項を取りまとめ、茨城県に報告するものとする。

3 雪害防止活動-----【石岡市(各部)】

(1) 除雪計画

積雪により、安全な通行に支障をきたすような場合、市は除雪を実施する。

ア 市道の除雪

車線確保を原則とし、冬季除雪体制の整備や凍結対応も含めたライフライン等の確保対策に努める。また、除雪にあたっては、日常生活および社会経済活動の確保を図るため、公共交通機関へのアクセス道路及び物資の輸送の確保等を優先して実施する。なお、小中学校生徒児童の通学路の確保や農産物等搬出道路の確保に配慮した除雪に務めるものとする。

イ 公共施設の除雪

降雪時の対応に関する事前広報や、降雪に起因する凍結による転倒の防止対策、施設管理等の安全確保対策を実施するものとする。

(2) 除雪作業

各地域ごとに消防団の出動を得て、人力による除雪を行うものとするが、人力による除雪が困難な場合は、市より機械力を出動させることとする。また、平時より関係機関と連携が図れるよう情報交換を行い、共助を含めた除雪協力体制の確立に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第4節 死体の搜索及び処理埋葬計画

第2編震災対策編第2章第7節を参照

第2章 災害応急対策計画

第5節 農地農業計画

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策は本計画の定めるところによるものとする。

1 農地-----【石岡市(産業戦略部, 都市建設部)】

(1) 農地

土地改良区等は、農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずる恐れがある場合は、応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。

(2) 農業用施設

ア 堤防

土地改良区等は、湖岸堤防、干拓堤防、ため池堤防ののり崩れの場合は、腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

イ 水路

土地改良区等は、素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

(3) 取水堰・頭首工等

土地改良区等は、一部被災の場合は土のう積等、全体被災の場合は、石積工、杭柵工等を行う。

(4) 農道

市は、特に重要な農道については、必要最小限度の仮設道の建設を行う。

2 農業-----【石岡市(産業戦略部)】

(1) 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

(2) 家畜の応急措置

ア 風害

- (ア) 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること。
- (イ) 外傷家畜の治療と看護に努めること。
- (ウ) 事故畜等の早期処理に努めること。

イ 水害

- (ア) 畜舎内浸水汚物の排除清掃をはかること。
- (イ) 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること。
- (ウ) 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を行うこと。
- (エ) 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること。
- (オ) 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること。

第2章 災害応急対策計画

第6節 避難

市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の住民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等に自主避難所を開設し、自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

また、市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。さらに、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用をはかるほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努めるものとする。

なお、指定避難所等の指定については、震災対策編に準じるものとする。

1 実施機関

(1) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難

避難指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。

なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、避難指示等の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。

また、国〔国土交通省〕及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

ア 市長（災対法第56条）

イ 警察官又は海上保安官（災対法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者「市長、市町村水防事務管理者」（水防法第29条）

エ 知事又はその命を受けた県職員（災対法第 60 条，水防法第 29 条，地すべり等防止法第 25 条）
オ 災害のために派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官のいない場合に限る。自衛隊法第 94 条）

また，市長は，災害事象の特性，収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準，伝達方法等を明確にしてあるマニュアルに基づき，発災時に避難指示等を適切に発令するよう努める。

なお，避難指示等の発令の際には，避難場所を開設していることが望ましいが，避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は，躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また，そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

(2) 避難所の設置

ア 避難所の設置は，市長が実施する。ただし，救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

イ 市限りで困難な場合は，近隣市町村，県，国，その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 緊急安全確保，避難指示，高齢者等避難の内容

避難指示等を発令する場合は，次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難（指示）が必要な地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難（指示）の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知

避難指示等を発令した場合は，当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに，速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。

(1) 住民への周知徹底

避難の措置を行うに当たっては，当該実施者はその内容を直接の広報，又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。

また，市は，危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること，その対象者を明確にすること，避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより，住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから，5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については，常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておくものとする。

また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨が予想される場合や河川上流の水位急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難指示等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。

また、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(2) 関係機関相互の連絡

県、県警察本部、市、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行ったときは、その内容を相互に連絡するものとする。

なお、市長は避難指示を出したとき及び高齢者等避難を出したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

4 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又は、これらの者から要請があった場合、警察官又は海上保安官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官、海上保安官が現場にいない場合限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないようすることができる、(消防法第28条、水防法第21条)

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

5 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法

市、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。

特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

エ 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図ること。

オ 避難誘導は受入れ先での、救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から関係機関と連携の下、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を共有するよう努めること。

(2) 住民の避難対応

ア 避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者、障がい者等の避難を優先する。

イ 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のためのマスク等とする。

6 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

なお、詳細は震災対策編に準じるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第7節 要配慮者安全確保対策

災害時に自力で避難が困難になる、視聴覚や音声・言語機能の障がいからの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる要配慮者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

1 実施機関

- (1) 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- (2) 在宅の要配慮者に対する安全確保対策は、市長が実施する。
- (3) 当該施設及び市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の提供等に努めるとともに、情報の提供についても、十分配慮するものとする。

また、市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者についての安全確保対策が的確に行われるように努めるものとする。

3 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

県及び市は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の要配慮者利用施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

県及び市は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等確保するとともに、他の要配慮者利用施設に受入先を確保する。

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

県及び市は、施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の要配慮者利用施設及び市等に対し応援を要請する。

県及び市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の要配慮者利用施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

県及び市は、被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者関連利用機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

4 在宅の要配慮者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

県及び市は、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

特に、市は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(2) 搬送体制の確保

県及び市は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や要配慮者利用施設所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

県及び市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

県及び市は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス

県及び市は、医師、薬剤師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

県及び市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

5 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

県及び市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住宅（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

県及び市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

県及び市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

ウ 市町村や観光施設・宿泊施設などと連携した外国人旅行者に対する情報の提供

県は、外国人旅行者に対して、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、市や観光施設・宿泊施設などと連携を図る。

(4) 外国人相談窓口の開設

県は、県国際交流協会と連携し、語学ボランティアの協力を得て、災害に関する外国人の「相談窓口」を協会内に開設し、総合的な相談に応じる。

市においても、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、県及び市は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

(5) 語学ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営等

ア 受入体制の確保

県国際交流協会は、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を開設し、語学ボランティアの受入体制を確保する。

イ 「受入れ窓口」の運営

県国際交流協会が運営する「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示す通りである。

(ア) 語学ボランティアの募集、受け入れ、登録

(イ) 県担当窓口や市町村等からの依頼に応じて語学ボランティアへの協力依頼、紹介

(ウ) その他

ウ 語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。

(ア) 外国語の通訳

(イ) 外国語の資料の作成・翻訳

(ウ) その他、外国人被災者の語学支援に必要な活動

(ウ) 語学ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

県は災害発生後、「担当窓口」の職員が、県内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報の収集や提供及び広報活動等行う。

石岡市地域防災計画(第3編 風水害対策編)

第3章 復旧復興計画

第3章 復興復旧計画

第1節 被災者の生活の安定化

第2編震災対策編第3章第1節を参照

第3章 復興復旧計画

第2節 被災施設の復旧

第2編 震災対策編 第3章 第2節 を参照

第3章 復興復旧計画

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

第2編震災対策編第3章第5節を参照

第3章 復興復旧計画

第4節 防災関係機関の復旧計画

第2編 震災対策編 第3章 第5節を参照